

横濱市震災誌

(未定稿)

第

KY367

3

27

横浜市立図書館



0002994100

横濱市震災誌

(未定稿) 第三冊

KY367
3
27

横浜市立図書館



0002994100

KY367
3
27

横浜市立図書館



0002994100

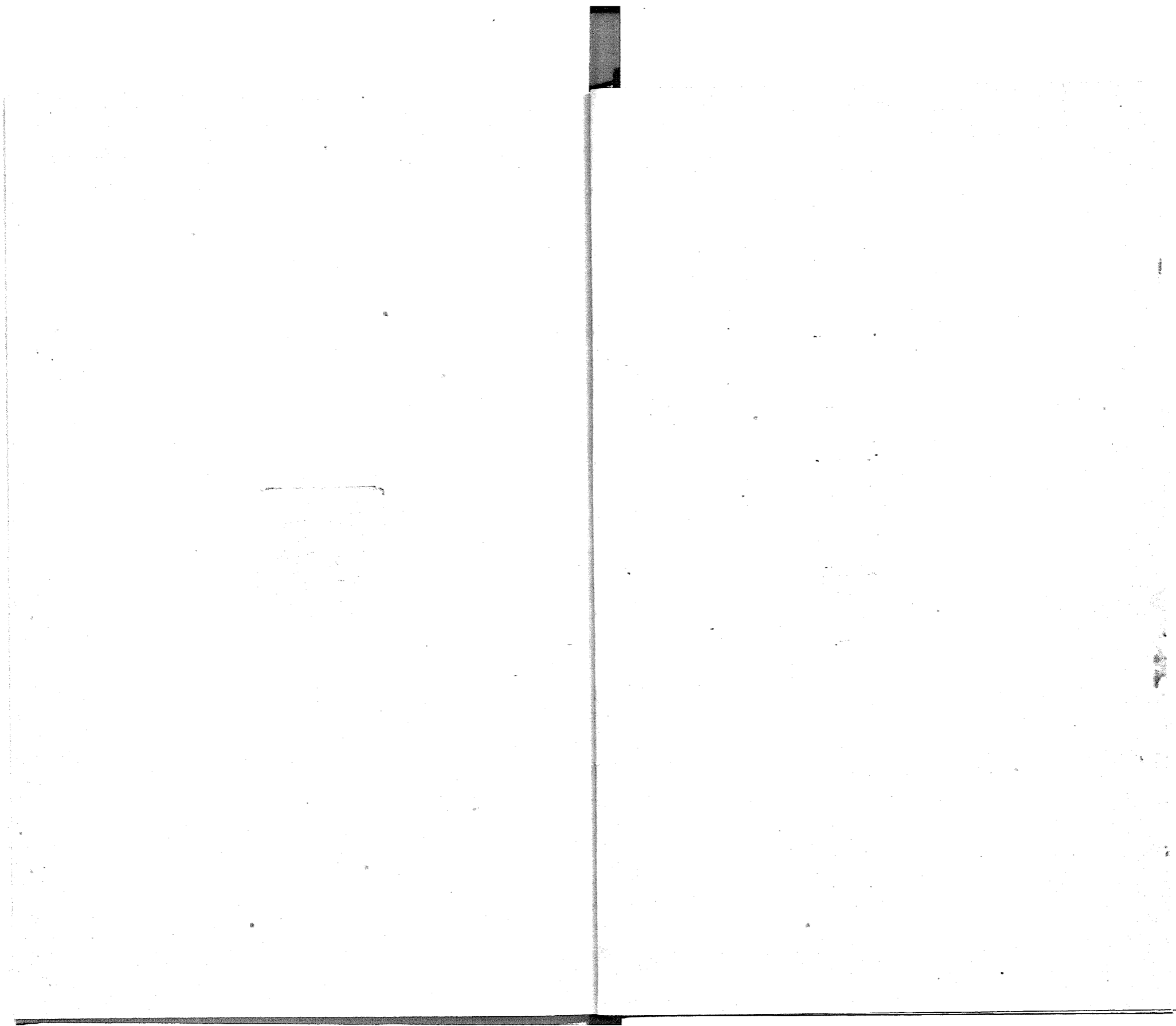
11.20  
15

3209

No/1  
17

38

橫濱市役所  
新井 家  
贈



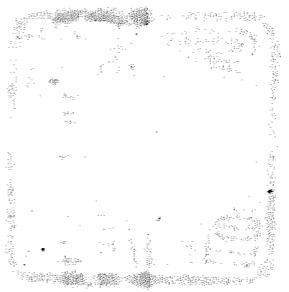
KY367  
3  
27



横浜  
震災誌

第三冊

横浜  
市役所



# 横濱市震災誌第三册目次

## 第三編 各方面の被害と復興

第一章 横濱市役所	前横濱市助役 芝 辻 正 晴 述	一
第一節 震災と市役所		三
(附) 市の公共物損害高調		三
第二節 戸籍簿並に寄留簿の再製		七
第三節 横濱市の土地臺帳の發見		五
第四節 震災以來の救護施設(會計事務)狀況		六
第二章 本市所在官衙公署の被害と復舊		六
第一節 神奈川縣廳		六
第二節 生絲検査所		三
第三節 絹業試験所		三
第四節 税 關		四

第五節 航路標識管理所	五六
附羅州丸の行動	五六
第六節 横濱稅務署	五六
第七節 神奈川縣立輸出羽二重檢査所	五六
第八節 植物檢査所	五六
一 一般狀況	五六
二 植物檢査に關する狀況	五六
三 震災後の庶務狀況	五六
第九節 神奈川縣港務部	五六
一 一般狀況	五六
二 港務部徵發汽艇表	五六
三 徵發石炭調	五六
四 藥品及外科材料徵發品目	五六
第十節 横濱刑務所	五六
一 被害狀況	五六

二 應急措置	八三
第十一節 横濱地方區裁判所	八七
第十二節 市内郵便電話諸局	九二
一 横濱郵便局	九二
二 長者町郵便局	九九
三 神奈川郵便局	一〇三
四 横濱驛前郵便局	一〇五
五 櫻木町郵便局	一〇六
六 横濱中央電話局	一〇七
本局被害狀況	一〇七
避難の狀況	一〇九
長者町分局の被害	一一〇
料金課分室の慘狀	一一一
假局舎設備と交換業務開始	一一三



震災應急電話開通及臨時施設……………一三五

第十三節 東京遞信局海事部横濱出張所……………一三八

震災前の設備状況……………一三八

震災事情……………一九九

第十四節 市内各驛……………一三二

- 一 横濱驛……………一三一
- 二 神奈川驛……………一三三
- 三 櫻木町驛……………一三四
- 四 東横濱驛……………一三七
- 五 横濱港驛……………一三九
- 六 高島驛……………一三三
- 七 東神奈川驛……………一三五

第十五節 内務省横濱土木出張所……………一三八

- イ 本所の運用と應急修理の諸救護……………一三八
- ロ 一般救護……………一三九

ハ 震災救護事務日誌……………一三九

第十六節 市内各警察署……………一四三

- 一 加賀町警察署……………一四三
- 二 山手警察署……………一四四
- 三 伊勢佐木警察署……………一四六
- 四 壽警察署……………一四八
- 五 戸部警察署……………一五〇
- 六 神奈川警察署……………一五一
- 七 横濱水上警察署……………一五三

第十七節 神奈川縣港務部輸入獸類検査所……………一五五

- 一 震災當日検査所收容中家畜調……………一五五
- 二 收容動物管理飼與……………一五五
- 三 輸入獸類検査に關する應急措置……………一五六
- 四 検査所設備の應急措置……………一六一
- 五 震災當時繫留せる家畜の解放處分……………一六一

目

次

六 震災時特別勤務……………一六七

第十八節 神奈川縣測候所……………一七〇

第十九節 震災直後に於ける市内官衙公署の立退場所(本文第十七節となしたるは誤)……………一七二

第三章 教 育……………一七三

第一節 官立諸學校……………一七三

横濱高等工業學校……………一七三

第二節 中等學校……………一七六

イ 縣立横濱第一中學校……………一七六

ロ 縣立横濱第二中學校……………一七六

ハ 縣立横濱第三中學校……………一八〇

ニ 神奈川縣女子師範學校 神奈川縣立高等女學校……………一八〇

ホ 神奈川縣立工業學校……………一八一

ヘ 縣立商工實習學校……………一八三

第三節 市立諸學校……………一八五

第一項 横濱市立商業學校……………一八五

第二項 各小學校……………一八九

一 横濱尋常小學校……………一九二

二 老松尋常小學校……………一九四

三 南吉田第二尋常小學校……………一九六

四 日枝第一尋常小學校……………一九八

五 南太田尋常高等小學校……………一九八

六 平樂尋常小學校……………二〇一

七 江吾田尋常小學校……………二〇三

八 戸部尋常高等小學校……………二〇三

九 西戸部尋常小學校……………二〇六

一〇 西平沼尋常高等小學校……………二〇七

二 宮谷尋常小學校……………二一〇

三 青木尋常小學校……………二一二

三 二谷尋常高等小學校……………二一四

一四 子安尋常小學校……………二一五

二五	本牧尋常小學校	二二六
二六	北方尋常小學校	二二八
二七	大岡尋常小學校	二二九
二八	本町尋常高等小學校	二三一
二九	吉田尋常高等小學校	二三四
三〇	壽尋常高等小學校	二三八
三一	石川尋常高等小學校	三三九
三二	元街尋常高等小學校	三三〇
三三	立野尋常高等小學校	三三三
三四	大鳥尋常高等小學校	三三四
三五	根岸尋常高等小學校	三三五
三六	磯子尋常高等小學校	三三六
三七	南吉田第一尋常高等小學校	三三九
三八	南吉田第二尋常高等小學校	三四三
三九	日枝第二尋常高等小學校	三四四

三〇	太田尋常高等小學校	三四九
三一	一本松尋常高等小學校	三五二
三二	稻荷臺尋常高等小學校	三五三
三三	西前尋常高等小學校	三五四
三四	岡野尋常高等小學校	三五五
三五	神奈川尋常高等小學校	三五八
三六	浦島尋常高等小學校	三六一

(附) 公立小學校被害一覽

三六	第三節 私立學校	三六六
三六	橫濱市圖書館	三六七

第四章 社會救濟事業團體

三七	一 橫濱孤兒院	三七四
三七	二 董女學校	三七四
三七	三 私立尋常惠華學院	三七五
三七	四 平沼小學校	三七五

- 五 私立尋常隣徳小學校……………二七五
- 六 警醒學校附屬兒童教育所……………二七六
- 七 浦島保育院……………二七七
- 八 明德學園……………二七七
- 九 橫濱保育院……………二七九
- 一〇 相澤託兒園……………二七八
- 二 神奈川縣佛教少年保護會……………二七九
- 三 婦人矯風會橫濱支部……………二七九
- 三 橫濱家庭學園……………二八〇
- 四 橫濱訓盲院……………二八〇
- 五 橫濱盲人學校……………二八一
- 六 神奈川縣佛教慈德會……………二八一
- 七 修道保護會……………二八二
- 八 根岸力行舍……………二八二
- 九 橫濱基督教青年會……………二八三

- 二〇 橫濱基督教女子青年會……………二八三
- 二 壽保育園……………二八四
- 三 愛國婦人會神奈川支部兒童健康相談所……………二八四
- 三 橫濱社會館……………二八四
- 四 神奈川縣動物愛護會……………二八五
- 五 橫濱佛教講話會……………二八五

**第五章 神社佛閣**（本文中第六章とあるは誤）……………二八六

- 第一節 神社……………二八七
- 第二節 寺院……………二八七

**第六章 商工業**……………二九〇

- 第一節 本港貿易……………二九〇
- 第一項 生絲……………二九二
- 一 生絲の被害……………二九二
- 二 生絲焼失と其影響……………二九四
- 三 生絲貿易の復舊諸對策運動と其成果……………二九五

四 生絲貿易と金融.....三六七

第二項 絹織物.....三七〇

一 輸出絹織物の被害.....三七〇

二 絹業の被害と復舊.....三七三

第三項 その他の諸貿易業.....三八六

参考.....三八七

一 貿易業者震火災損害高.....三八七

二 震災前後横濱神戸港貿易比較.....三八八

三 輸出表.....三八九

第二節 工業.....三九一

第一項 市内工場の被害.....三九一

第二項 被害工場會社と復舊.....三九九

一 合資會社伊丹商會.....三九九

二 伊東組製材所.....四〇〇

三 日本ベニア製材株式會社.....四〇一

四 日本加工織布株式會社横濱工場.....四〇一

五 日本カーボン株式會社.....四〇一

六 日本光機工業株式會社.....四〇一

七 日本製菓株式會社.....四〇三

八 日本キッド株式會社.....四〇三

九 日清製粉株式會社横濱工場.....四〇三

一〇 東京搾油株式會社横濱工場.....四〇四

二 東海鉛管株式會社.....四〇四

三 東洋電機株式會社横濱工場.....四〇四

三 合名會社大川印刷所.....四〇四

四 横濱紡績株式會社.....四〇五

五 横濱製網株式會社.....四〇五

六 横濱亞鉛鍍金株式會社.....四〇五

七 横濱工作所.....四〇六

一八 横濱護謨製造株式會社.....四〇六

一九	横濱船渠株式會社	四〇六
二〇	横濱魚油株式會社	四〇七
二一	多勢薄荷工場	四〇七
二二	大日本人造肥料株式會社横濱工場	四〇七
二三	中山亞鉛鍍金合名會社	四〇八
二四	浦賀船渠株式會社横濱工場	四〇八
二五	倉田組鐵工所	四〇九
二六	葛谷製紐合名會社	四〇九
二七	株式會社彌富商會	四一〇
二八	眞葛合名會社	四一〇
二九	京濱製鋸株式會社	四一〇
三〇	古川電氣工業株式會社横濱電線製造所	四一一
三一	藤井製油所	四一一
三二	風月堂	四一一
三三	秋山染色工場	四一一

三四	榊原製綿紡績工場	四一二
三五	合名會社龜樂商店	四一三
三六	麒麟麥酒株式會社横濱工場	四一三
三七	ジャパン冷蔵製氷株式會社	四一三
三八	株式會社成和商會帽子リボン工場	四一三
三九	工業別震災被害一覽	四一四
四〇	輸出入國別價額	四一四

第三節 商 業

四一	概 況	四一五
四二	震災に依る本市商業店舗の被害表	四一六
四三	横濱商業會議所	四一〇
四四	横濱取引所	四一五

第七章 金 融

四五	參考 情報に依つて知られたる金融狀況	四三九
----	--------------------	-----

第八章 港灣及水路

四六	目 次	四三三
----	-----	-----

第一節 橫濱港.....四四三

一 繫船岸壁.....四四三

二 大棧橋.....四四五

三 防波堤.....四四六

四 護岸物揚場及舥船溜.....四四六

五 建築物其他.....四四七

六 港内水深の變化竝に沈没船.....四四八

第二節 橫濱港震害復舊工事計畫概要.....四四八

一 緒言.....四四八

二 復舊工事の豫算.....四四九

三 復舊工事施行の一般計畫.....四五〇

四 復舊工事施行の順序及竣功豫定期日.....四五四

第三節 橫濱港復舊工事施行概要.....四五七

一 總說.....四五七

二 防波堤.....四五九

三 岸壁 護岸.....四六〇

四 橋 梁.....四六五

五 掃 海.....四六六

六 棧 橋.....四六八

七 復舊工事によりて得たる復舊以上の利益.....四六九

八 終 結.....四七〇

第四節 水路整理道路、橋梁、水路、附河川掃除、流水整理等港務部主管水路の整理に就いて.....四七二

第九章 市 營 事 業(本文中第十章とあるは誤).....四七六

第一節 水 道.....四七六

第二節 瓦 斯.....四八一

瓦斯復興計畫概要.....四八六

第三節 電 氣.....四八九

一 一般被害.....四八九

二 軌道の被害.....四九〇

三 電線路の被害.....四九三

四 電車線路の被害 ..... 四九二

五 車輛の被害 ..... 四九四

六 變電所の被害 ..... 四九四

七 建物の被害 ..... 四九五

八 吏員及其他の被害 ..... 四九六

九 貯藏物品の被害 ..... 四九八

一〇 應急施設 ..... 四九八

二 市内電車運轉に關する當局よりの報告 ..... 五〇三

第四節 病院及救護所 ..... 五〇六

第一項 十全醫院 ..... 五〇六

一 災害狀況 ..... 五〇七

二 應急救護施設 ..... 五〇九

第二項 萬治病院 ..... 五一二

一 被害と應急救護 ..... 五一二

二 入院患者收容の狀態及増加の狀況 ..... 五一四

第三項 橫濱療養院橫濱消毒所及隔離所 ..... 五一五

一 橫濱療養院 ..... 五一五

二 橫濱消毒所及隔離所 ..... 五一八

第四項 本市救護所 ..... 五一九

一 被害と應急救護 ..... 五一九

二 復舊狀況 ..... 五二一

第五節 公營事業被害と復舊施設概況 ..... 五二三

第一項 公設市場 ..... 五二三

第二項 日用品パー ..... 五三二

第三項 精米所 ..... 五三三

第四項 住宅組合 ..... 五三四

第五項 簡易食堂 ..... 五三五

第六項 公設浴場 ..... 五三七

第七項 市營住宅 ..... 五三八

第八項 市立託兒所 ..... 五四一



第九項 市立兒童相談所 ..... 五四二

第十章 運輸交通 ..... 五四三

  第一節 概況 ..... 五四三

  第二節 道路 ..... 五四六

  第三節 橋梁 ..... 五五二

  第四節 鐵道 ..... 五五七

    第一項 被害概況 ..... 五五七

    第二項 その復舊經過 ..... 五六三

    第三項 開通に關する震災當時の諸報 ..... 五六七

    第四項 當局の應急施設と諸活動 ..... 五七三

  參考一 ..... 五八〇

    イ 運輸機關の破壊に伴ふ諸問題 ..... 五八〇

    ロ 東海道線で取扱はぬ大小貨物の迂回振り運賃率は同じだが距離の差額が商品の負擔を増す ..... 五八二

  參考二 震災直後片々録 ..... 五八三

    イ 避難民及旅客の輸送 ..... 五八三

    ロ 震災地域内入込者の制限 ..... 五八四

    ハ 不通區間に於ける徒歩及渡船連絡の狀況 ..... 五八四

    ニ 徒歩連絡の區間と開廢月日 ..... 五八五

    ホ 手荷物 ..... 五八六

    ヘ 震災地行貨物の輸送 ..... 五八七

    ト 生絲輸送に對する臨機の處置 ..... 五八七

    チ 無貨輸送 ..... 五八八

  第五節 通信機關 ..... 五九一

  第六節 電燈 ..... 五九四

  第七節 京濱電氣鐵道 ..... 六〇〇

第十一章 横濱在留外人の被害 ..... 六〇一

  第一節 概況 ..... 六〇一

    横濱在留外人調 ..... 六〇五

    外國官公署 ..... 六〇七

各國官公衙の被害……………六〇七

横濱領事團員の安否と其後の移動……………六〇九

第二節 外人避難と地方都市の救護情報……………六一六

第三節 罹災外人に對する外國救援機關……………六一八

第四節 外人復歸の狀況……………六二九

    復歸せし横濱在留外人國別戸口表……………六三〇

    在留外人官公衙の復舊……………六三二

參考

一 各國假領事館の狀況……………六三四

二 佛國領事館……………六三四

三 社交竝運動……………六三六

四 外人教育機關……………六三七

五 教    會……………六三八

六 ホ    テ    ル……………六四〇

七 外人ホテルの現状と市復興會の提案……………六四二

八 市復興會貿易部の提議……………六四二

九 金融機關の復舊狀況……………六四三

一〇 復興途上の外人……………六四五

二 山下町の商館……………六四五

第十二章 花柳界及料理飲食店宿屋其他興行物の狀況……………六四六

横濱市震災誌第三册目次終

横濱市震災誌

第三册

横濱市役所編

第三編 各方面の被害と復興

第一章 横濱市役所

第一節 震災と市役所

前横濱市助役 芝 辻 正 晴述

市廳舎の焼けるまで—御眞影奉還の顛末—公園内の市役所假事務所—東京市へ救援隊派遣の疑議  
及其経路—假事務所の移轉—諸係の組織

それは僕の人生に於ける悲愴な追憶の一つであり、人類の記録に最も悲慘に畫かる  
可き出来事の一つであらう。彼の日に僕は自分の助役室で、松本社會課長と何かのこ  
とに就いて話をしてゐた。もう晝飯を注文して、直きに來るだらうと思つて居た所へ、

震災と市役所

彼の地震である僕は元來餘り地震には狼狽しない方であつたから、些程にも思はず。社會課長は兩手で卓子を掴まへて體を支へながら、『オヤ……地震ぢやないか』と話し合つた。その瞬間である彼の第二震の大揺れの來たのは……。僕は椅子に掛けた儘、椅子諸共床の上へ轉がし出されたのであつた。床は波のやうに揺れる。天井から下つてゐる大きな電燈が振り廻すやうに揺れて、頭を打ちさうである。『こんなものに當つて怪我をしても詰らない』と思つたので、机の下へ頭を入れて、大揺れの去るのを待つた。先づ大揺れが去つたので、漸く立上つて見た。器具その他のものは皆投出されて、散亂してゐるが、壁には毛程の傷もないので、『これなら大丈夫であらう』と、先づ廳舎の模様を調べることにし、内記課から市長室へ、そして廊下を一巡したが、何處にも破損箇所はないので、更らに戸外を見ることにした。戸外を見て驚愕したのは、其の被害が想像を許さぬ激甚さで、一水道は破裂して吹上げて、道路を泥海にしてゐる。電車の軌道は鉛のやうに捻切れてゐる。一種異様に濁つた空氣が、異様に渦を巻いてゐる。これ等が總て頻々たる餘震に波のやうに揺れてゐる中を、一避難者の叫びが右往左往する。公園の一隅にあつた衛生課の建物、が押潰されてゐるのを指さし乍ら、山田内記課長が『下敷になつた者を助けに行け』と命令してゐる。斯うした慘憺たる攪亂の

巷は、何に依つて言現はす可きかを知らないのである。僕は更に廳内に引返し、善後の相談をすることになつたが、要するに大袈裟な罹災救助を行はねばならないと思つたので、田村君を呼んで、『縣廳へ行つて安藤地方課長に罹災救助の打合せをして來て呉れ給へ』と頼んだ。田村君は直に出けて行つた。此の頃から重傷―輕傷の避難者が、續々と市役所へ押掛けて來た。市の吏員でも皆屋外に避難して、建物の中には十四五人残つてゐた。その人々で負傷せる避難者の手當に當り、カーテンを裂いて繃帯としたり、それを敷いてベッドの代りにし、ウイスキー、葡萄酒、水等を以て藥の代りに與へると共に、市役所の表玄関へ『臨時救護所』の貼紙をした。此の頃に田村君が縣廳から歸つて來たが、『縣廳の前で安藤地方課長に會つて話したが、方法は無いと言つてゐた』といふ復命である。それも已むを得ない事であるが、救護所の貼紙を見て、廳内に避難するもの數百名の多きに達し、その救護は如何にしてもやり切れない有様であつた。その時は丁度一震後一時間も経てゐた頃であらうと思ふ。斯うした不完全な救護に全力を注いでゐたのは、要するに『この建物は大丈夫だ』と思つてゐたからであつた。所が直ぐ後ろから火事が起つたといふので、更に廊下を一巡した。庶務課、商工課などの窓からもう火が入りかゝつてゐるので、直ぐ備付けの消火器で消し止め、市吏

員たちが主として公園に避難してゐたので、助役室の窓から大聲に怒鳴つて、皆を呼入れて、窓といふ窓は皆閉塞し、風の入らぬ様にして、『もう市役所は焼けない』と思つた。それで更に縣廳と打合せを行はうとしたが、打合せた所で如何とも方法の執る可きはないのみならず、後ろからは盛に焰を溶びて居るので、萬一の防火に努めることにして、縣へ行くのは中止した。

市役所は焼けないと云ふ確信は、最後まで持つてゐた程であつたから、防火の仕事を一段落着けてから、更に萬一の場合を想像し、市長室から御眞影を下ろし、イザといふ場合には直に背負ふばかりに準備すると共に、内記課長は公印全部を腰に吊して、愈々といふ際の用意をした。その頃には何遍となく窓を開いて見たが、外は殆んど焼け落ちて、煙ばかりであつた爲め、役所は助かつたといふ確信は強められた。で、『今晚は籠城して徹夜だ』と皆に言ひ渡し、守衛の藤井に蠟燭を探させた。藤井が丁度百挺ばかりも探して來たので、愈々籠城の準備を爲し、市長室で青木助役と共に如何に善後の處置を爲す可きかを協議した。しかしそれは、『暫く形勢を見るの外あるまい』と言ふことに決した。

その頃誰言ふとなく、『三階の市會議場に火が入つてゐる』と言ふので、三階へ上つ

て見ると、議長席の後の窓から對岸の焰が吹き込んで、窓枠を焼いてゐる。消さなければ大變である。藤井が消火器を持つて來て振り掛ける。僕と田村君とはカーテンを千切り取つたり、机を隅へ持つて行つたりして、火の付き易いものは全部片付け、漸く火が消え掛けた時に、消火器の水が終つて仕舞つた。藤井が『消火器が未だ一つある筈だ』と言ふのに力を得て、窓が閉つてゐる爲め、闇の様な廊下や室を、燐寸を灯し乍ら探して見たが、消火器は無い。仕方がないので、更に三階へ行つて、『燃ゆる窓枠だけ燃して仕舞はう』と、燃えるのを看視して、後に鐵扉を閉し、漸く此の防火を終つて、青木君と二人で『愈々大丈夫だ』と話し合つたが、尙ほ萬一を慮つて、御眞影だけ避難させることにした。使丁二人に米を一升持たせて、御眞影を背負はせ、内記の大塚を之に附添はせて、公園の池の附近を選んで避難させた。書類の事も考へたのであつたが、此前の火事の際、市役所の對岸が皆焼けたに拘はらず、市役所は燃えなかつたといふので、今後も焼けない自信はあり、別に書類の整理と言つてはさせなかつた。

午後四時頃の事だ。避難して來た負傷者の看護をしたり、青木君と今後の處置について話し合つてゐると、『市役所の三階へ火が入つた』といふ。それは誰言ふとなく言はれ、囁き合はれ、誰からともなく吾々の耳へ入つて來たのであつた。それで青木君

と二人で三階へ上つて見ると、三階はもう煙で充滿してゐる。窓だけは前に話した程完全に消火したのであるから、大丈夫だと思つたのであつたが、煙は對岸から吹付けて、空氣抜きの塔から燃えて、三階の天井裏を這ひ、廳で天井に燃え移つたものらしく、天井は焰々として、最後と頼んだ市役所の建物も、遂に絶望を思はせるに至つた。

愈、廳舎が駄目と観念した時には、『臨時救護所』である市役所の數百の避難民を、如何にす可きかの問題に逢着した時である。青木君は直に避難者に對して、『火が三階から燃えて来る。市役所は助からない。皆市役所を出なければいけない』と告げたが、誰も外に出やうとする者が無い。外は只焰の渦を巻いてゐる事と、誰でも思つてゐたのであらう。で僕は青木君と二人で二階から下りて見やうとした。所が階段から降りられない。下は漂々たる煙に閉ざれてゐるからである。駄目だ。玄關からも出られはしない。窓から降りる外に途はない。『繩を出せ。繩で窓から出やう。』誰かが繩を出して窓から下した。しかし降りやうとしても繩が熱くなつてゐて持てない程で、到底降りる譯には行かない。焰に圍まれて道がれる途なく、最う絶對絶命であると思つた。窓からは到底降りられない。玄關を突破するより外に途はないといふことに一決した。皆最う死ぬ積りで、『手を取り合つて行け』と、僕は田村君と二人で轉ぶ

やうにして煙の中を突破して、大玄關まで出た。外部の様子は何うであらうと思ふので、大扉を少し開けて見た。するとその間から冷たい空氣が流れ込んで來た。『外は大丈夫だ』と、其處で避難者の數百名に此のことを告げ、裏門も開いて全部が市廳舎を見限つたのであつた。そして河岸に出て見ると、川の中程に焼けない機械船が一艘ある。『乗せて呉れ』といふと、『乗せない』と返す。『今まで市役所に居つたものだが、火が入つたのだ。是非乗せて呉れ』と、押問答をしたが、結局『駄目だ』といふ。其處に時事新報の大島君がゐて、『乗れ〜』といふので、漸く乗る事が出來て、田村課長も一所に船に乗つた。男は全部で河の水を汲んでは船に掛けて、燃えないやうにし、船の中にある婦人たちにも水を浴びせて、焼死しないやうに努力した。青木君達は他の船へ乗つたが、吾々は船の中で市役所の燃え落ちるのを見てゐた。幾つもの天井が焼けて落ちる音を聽いてゐた。廳で市役所の焼け落ちたのを見届けて、船から上つて、御眞影のある筈の横濱公園へ行つたのは、午後の五時か六時であつたらうと思ふが、時間の觀念などは少しもなかつたので、大抵その頃であつたらうと感ぜられる丈けである。

公園の池の邊へ移した。御眞影は、山下町の焼ける焰に追はれて、ベースボールグラウンドのスタンドの所へ移されてゐた。此處には當時の稅務課長相良君なども居て、

此處が臨時市役所となつた形であつた。一先づ落着いたけれ共、斯の如き状態で如何にして市民を救済し、如何にして善後の策を樹つ可きか、殆んど見當も附かないので、青木助役と相談した結果、

一 概況を内務省に報告すると共に、東京市の援助を乞ふこと。

二 水道は全部破壊されてゐるので、川崎か鶴見から水を供給して貰ふやうに取計らうこと。

三 電氣局から提燈を取寄せて、夜間の準備をすること。

等を決定した。勿論東京市が彼の様な大きな被害を受けてゐるとは想像しなかつたし、又電氣局は焼失を脱れたといふことを聞いたからでもあつた。で此の任務を果たさす可く、東京へ依田長谷川の二人三人の豫定であつたが一名はを向はせるため、青木助役と二人で金を出し合つて、四十圓を二人に渡し、

「先づ東京市役所へ行つて援助を乞ふのが第一である。内務省の報告はその次ぎにするが好い。そして川崎か鶴見には水の供給を依頼せねばならない。水のことば東京へ行き、道に此れを相談して、その返事は誰か横濱へ来るものに托するやうにして呉れ。」

と命じた。二人が出發すると共に、一方では電氣局から持つて來た提燈をスタンドに掲げて、『市役所假事務所』と書いた貼紙をしたが、その貼紙は新聞紙であつた。眞夜中の十二時頃、青木君が『自宅の様子が氣になるから、一寸歸つて見やう。しかし直ぐ出掛けて來る』と歸つて行つた。斯くて彼の大地震の日は終り、混亂極まりなき裡に二日の早朝を出迎へたのであつた。

青木助役は又二日の朝早く公園へ出掛けて來た。暫すると東京へ出した使からの傳言であるといつて、川崎から『水の供給』についての報告を齎して來たが、それは『六郷川があるのだから、水は何程でも送ることが出来るから、水舟を持つて來て貰ひたい』といふのだ。これは何にもならない譯で、此の混亂と總ての破壊された今、横濱市で一艘の水舟だつて手に入る筈は無いのであるから、残念であるが、此の方法は斷念するより外に途は無かつた。

善後策に就いて青木君と相談して、先づ情報局のやうな仕事を始めることにした。漸くにして貧しい紙や墨を備へて、各地からの情報を掲出したり、迷子―尋ね人を貼り出してやつたり、一方には水、米等を手に入れて、そこに蝟集してゐる病傷者の手當をすると共に、被害の尠なかつた萬治病院から醫者を呼んで、手當を加へることにした。

醫者の來たのが午後三時頃で、傷病者は一晝夜を過ぎて、漸く醫師の治療を受けたのであるが、それは治療と稱することは出来ない程に不完全なものであり、又單に公園に居たものといふ一少部分に限られてゐた。

警察部長の所在は未だ分らない。知事も部長も何うしてゐるか判然しない。他地方からの情報は、一つも入らない。如何に善後の所置を爲す可きか、全然見當さへつかない有様で、縣廳の中心が判らない爲めに、一日夜から公園に集つて來た多くの警察官は皆、御眞影を中心に屯して、宛然たる警察部の觀を呈すると共に、此處が横濱の假政府であるの實情を現出した。二日も此の状態で、警察官諸君は公園を中心とした情報に依つて、總ての行動を執つてゐたのであつた。

二日の夕方から雨が降つて來た。取敢ず、御眞影を市役所前に焼残つてゐた電車内に奉安することとし、此の假奉安所を巡查二名に警護させ、小使は、御眞影を背負つたまゝ、電車内で眠つたのであつた。その頃漸くにして公園へは『市役所事務所』と書かれた木札が立てられた。縣廳が櫻木町に焼残つてゐる海外渡航検査所を事務所にしたといふことを聞いたのは、二日の夜で、それと同時に検査所に隣してゐる市の中央職業紹介所が焼けてゐないと聞いた。それで三日の朝、公園の事務所を紹介所へ移

した。午前十時頃には、平塚で遭難したといふ噂の渡邊市長がやつて來て、此邊に多少の秩序が回復して來たのであつた。

主だつたものが集つて種々協議したが、從來の局課制では全然此の變時の應急事務を執ることは不可能なので、新しい局課組織を試みやうとしたが、それも駄目で、結局僕が當時の記録にも残つてゐる通り、徴發係とか、車馬係り又は給與係りといふ、小さな組織を無數に作つて、各係長を置き、事務は係長の專擅で、すん／＼進めるやうにしたのであつた。

× × × × × × × × × ×

此れは公園にゐた頃の一つの搜話であるが、僕や青木君は縣との聯絡もなし、一方市會議員は何うしてゐるかも判然しない。成る可く速に市會議員諸君に集まつて貰つて相談したので、各方面から公園の市役所事務所へ往來する人々に依頼して、『市會の召集』を傳言すると共に、各方面に『市會召集』の貼紙を行つたのであつたが、あの混亂裡に在つては、誰が何うしてゐるかさへ判らなかつたのであつた。斯うした中に在つて、眞先に而かも一日の夜、公園へ姿を見せたのは大久保宇之助君だつた。僕に握飯を二つと味噌を呉れて、『喰へ』といふ。『皆が喰はずに居るのだ。僕ばかり貰へな



へ『そんな事はない。今倒れられると困る。市民の爲めに困る。是非喰へ』いや貰い『ない』何うしても喰へ』と。随分永い押問答の末、とう／＼貰つた一つを傍にゐた人に與へて、一つを人に隠れて喰つたが、その味は何と言つて良いか、恥かしくて堪らない氣がした。しかし此れで随分元氣が出た。僕はその時本牧小港に住んでゐたが、家へ歸つたのは六日の夕方、それまでは市役所にゐた。只後になつて考へて見ると、非常に緊張し切つた責任感を持つてゐたことで、要するに市長が留守であつた爲め、吾々が倒れれば市の中心もなくなるであらうと考へたからに違ないと思つてゐる。

x x x x x x x x

水道は初め野毛山貯水池が助かつてゐて、市民の急場だけは救ふことが出来やうと思つてゐたのである。が矢張り破壊されて、何の役にも立たないことが判明したが、能見大野兩技師が、二日に全線を視察した結果、西ヶ谷までは大丈夫であるといふので、急に久保町の材料置場を中心にして、古材料等を集めて、バラックを建築し、職工家族等をこれに收容して、あのやうに急速に給水の準備が運ばれたのであつた。

又瓦斯は現在復興課長の渡邊技師が囑托で、地震の時に瓦斯局にゐたのであつた。あの日の二時半頃、附近は最う一面の焰で、タール、石炭等が燃え出し、その儘に放置した

らば、瓦斯タンクに火が移つて、その爆發から更らに何んな慘事を惹起するかも知れないと、全員を召集して、マンホールを開いて、瓦斯を出して仕舞へと命令したが、皆近づいては附近の火の爲めに戻つて来る。最う少しの時間をも許さないので、技師は決死隊を組織して、燃える石炭の上に立つて、タンクの横のボルトを切つて、漸く放出させた。花咲町のタンクは、壓力を見る職工が居て、逸早くマンホールを切り、本牧のタンクは、地震のため自然噴出をした。斯うして何れも事前に防止するを得て、東京にあつたやうな慘事を引起さなかつたことは幸ひであつた。

x x x x x x x x

これ等は只概略の記憶を辿つたに過ぎない。若し總ての細末な物語りまでするならば、何頁を費しても現はし盡し得ない程もあらう。三日以後のことは記録にも残つてゐると思はれるから、此處には語らない積りである。

### 市の公共物損害高調

市	(名)	廳	(稱)	舍	(築造費)	四五五、〇〇〇	(復舊費見込額)	一、六五〇、〇〇〇	(焼)	全焼	(要)
---	-----	---	-----	---	-------	---------	----------	-----------	-----	----	-----

市の公共物損害高調

公 設 市 場 建 物  
 開 港 記 念 橫 濱 會 館  
 野 毛 山 鐘 樓 堂  
 土 木 工 作 場  
 自 動 車 庫  
 道 橋 梁 路  
 下 橋 水  
 河 川 竝 護 岸  
 橫 濱 公 園  
 掃 部 山 公 園  
 港 橋 公 園  
 各 小 學 校 舍  
 商 業 學 校 舍  
 圖 書 館  
 建 築 課 事 務 室  
 社 會 課 事 務 室  
 職 業 紹 介 所 建 物

五六、〇〇〇  
 四八〇、〇〇〇  
 四、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 三、八〇〇  
 不詳  
 同  
 同  
 同  
 同  
 同  
 同  
 同  
 九、〇〇〇  
 三、六四五、五〇〇  
 一八九、〇〇〇  
 三二、五五〇  
 二、七〇〇  
 五、〇〇〇  
 三、四〇五〇

八五、〇〇〇  
 一、五〇〇、〇〇〇  
 四、〇〇〇  
 一六、〇〇〇  
 四、八〇〇  
 四、四五五、〇六七  
 四、五三一、八八六  
 一、七八五、二四七  
 九、五三一、八〇〇  
 四〇七、五三〇  
 一〇一、五〇〇  
 一一、三四〇  
 五、〇一二、三〇〇  
 五、一七、四九〇  
 四九、七四一  
 八、一〇〇  
 八、〇〇〇  
 三三、五六〇

全燒  
 同  
 同  
 同(三箇所)  
 同  
 四〇七、三五二坪  
 大 小一二〇橋  
 六九、三〇〇間  
 九、八一〇間  
 全燒一七、全潰六、半潰八  
 殘存五  
 全燒  
 同  
 同  
 同  
 同  
 同  
 全燒四、半潰一

公 設 市 場 建 物  
 住 宅  
 託 兒 所 建 物  
 質 生 課 事 務 室  
 衛 生 課 事 務 室  
 萬 治 病 院 建 物  
 療 養 院 建 物  
 消 毒 所 建 物  
 救 護 所 建 物  
 墓 地 火 葬 場  
 汚 物 取 扱 所 及 器 具 置 場  
 共 同 便 所  
 假 隔 離 所 建 物  
 糞 尿 貯 藏 所  
 牛 舍  
 十 全 醫 院 建 物 (各 病 室 共)  
 (計)  
 (計)

二四三、二二四  
 九五〇、七九六  
 三〇、七九二  
 七、六九五  
 一、二〇〇  
 四三五、〇二五  
 一三一、七七〇  
 二九、九五一  
 三三、五〇〇  
 四三、〇〇〇  
 一三、四五〇  
 四、〇〇〇  
 九、一六七  
 九、〇〇〇  
 六、四〇〇  
 六、八八七、三七〇  
 四六二、〇七四  
 四六二、〇七四

二二九、一〇八  
 五三七、一〇〇  
 二二、七八〇  
 五〇〇  
 一五、〇〇〇  
 三〇〇、〇〇〇  
 一六二、六八〇  
 一五、〇〇〇  
 四三、三九五  
 四一、〇〇〇  
 三一、五六〇  
 一五、二八八  
 二一、五〇〇  
 六、〇〇〇  
 一一、一六二  
 三二、二〇二、四三四  
 七七、一七〇〇  
 七七、一七〇〇  
 七七、一七〇〇

全燒五、一部破損二  
 全燒一棟、半潰九一戸、全潰二四五戸、小破二七三戸  
 全燒一、全潰一  
 小破一  
 全燒  
 半潰  
 全潰  
 同  
 半潰  
 全潰  
 全燒  
 全燒四五、全潰四  
 全燒  
 全潰  
 全燒  
 全燒  
 全燒  
 全燒

水道瓦斯局建物	二、三〇六、九七九	五、四四四、〇四〇	全焼
水道布設鐵管並	不詳	一、四三六、五四二	大破損
水道林涵養事業並	六三七、七二四	七五七、一七〇	焼失又は大破損
水道布設器械並材料	一、一二九、七八〇	一、三〇〇、〇〇〇	同
瓦斯導管及機械	四六二、四六九	四七六、三六九	同
街燈並貸付器具機械等	七、三五〇	七、三五〇	焼失
副生	四、五四四、三〇二	九、四二一、四七一	焼失又は大破損
(計)		五三九、〇〇〇	焼失又は大破損
電氣局應舎並	概算	二〇一、〇〇〇	一二哩四五
運輸課出張所其他	八、三一八、三四五	一一八、〇〇〇	一五三輛焼失
軌道		一、三〇〇、〇〇〇	
電車線		一五五、〇〇〇	
發電所並變電所	八、三一八、三四五	四三、七〇八、六〇五	
(計)			
(通計)	二〇、二二二、〇九一		

### 第二節 戶籍簿並に寄留簿の再製

横濱市役所は今次震災火災の爲、其の保藏に係る戶籍並に寄留に關する一切の帳簿並に書類を焼失した。而かも之が回復に就ては、横濱地方及區裁判所も亦罹災して其の保存する戶籍に關する帳簿書類の全部を焼失したので、已むなく市民一同より市役所に對し、災前に爲した總ての届出事項を更に申出でしめ、一面戶籍に關して市役所と往復したる全國の市町村長をして、更に往復書類の送附を爲さしめ、之に基いて再製を爲すの外に途なきに至つたので、本事務の監督官廳たる司法省に於ては、左の告示を發せられた。

司法省告示第二十六號

神奈川縣横濱市役所及同縣久良岐郡日下村役場、本年九月一日火災ニ罹リ、同市役所及同村役場ニ保存スル戶籍簿除籍簿其ノ他ノ書類全部焼失シタリ。左ニ掲ケタル者ハ大正十三年三月三十一日迄ニ同市長又ハ同村長ニ、大正十二年九月一日前ニ戶籍ニ關シ届出又ハ申請ヲ爲シタル事項ヲ申出、又ハ同日前ニ送付ヲ爲シ、又ハ受ケタル届書申請書ノ寫ヲ送付スヘシ。一同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ノ戶籍ニ關スル届出、又ハ申請ヲ爲シタル者。

戶籍簿並に寄留簿の再製

一 同市又ハ同村ノ戸籍ニ記載セラレタル者。  
一 利害關係人。

一 同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ニ關スル届書申請書ヲ同市長又ハ同村長ニ送付シタル市町村長、並同市長、又ハ同村長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル市町村長。

一 本年八月一日乃至九月一日ニ於テ、同市長又ハ同村長ニ、同市又ハ同村ニ本籍ヲ有セサル者ニ關スル届出又ハ申請ヲ爲シタル者。

町村長ノ送付スヘキ戸籍ニ關スル届書類ハ、市町村役場又ハ區裁判所ニ保存スルモノニ付、市町村長之ヲ謄寫シテ送付スヘシ。

戸籍ニ關スル事項申出ニ付テハ、特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ。  
第一、申出ハ口頭ヲ以テ爲スモ差支ナキコト。

第二、申出人ニ於テ戸籍ノ謄本又ハ抄本ヲ所持スルトキハ、申出ト共ニ之ヲ市役所又ハ村役場ニ提出スルコト。

第三、申出人ハ申出ニ因リ戸籍ニ記載セララルヘキ者ノ、大正九年十月一日ニ於ケル居住ノ場所ヲモ申出ツルコト。

第四、方面委員共ノ他戸口ヲ調査シタルコトアル向ハ、可成其ノ調査書類ヲ市役所又ハ村役場ニ提出セラル、コト。

第五、尙申出ヲ爲スニ付テハ、市役所村役場又ハ横濱區裁判所ニ於テ便宜ヲ計ルヘキニ付、詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト。

大正十二年十月三日

司法大臣 平沼 騏 一郎

尙戸籍の再製に關しては、十月四日横濱地方裁判所長より本市長に對して訓令があつた。

十月七日市長は戸籍の再製に關して左の告示を發し、之を横濱市日報に掲載した。

横濱市告示震第三號

當市役所本年九月一日火災に罹り、當市役所に保存する戸籍簿除籍簿、其の他戸籍に關する書類全部焼失に付、大正十二年十月三日司法省告示第二十六號に依り、左に掲げたる者は、大正十三年三月三十一日迄に本職に、大正十二年九月一日前に戸籍に關し届出又は申請を爲したる事項を申出らるべし。

一 本市に本籍を有する者の戸籍に關する届出又は申請を爲したる者。

一 本市の戸籍に記載せられたる者。

一 利害關係人。

一 本年八月一日乃至九月一日に於て、本職に本市に本籍を有せざる者に關する届出又は申請戸籍簿並に寄留簿の再製

を爲したる者。

戸籍に關する事項の申出に付ては、特に左の事項を注意せられたし。

第一、申出は口頭を以て爲すも差支なきこと。

第二、申出人に於て戸籍の謄本又は抄本を所持するときは、申出と共に之を提出すること。

第三、申立人は申出に因り、戸籍に記載せらるべき者の大正九年十月一日に於ける居住の場所をも申出づること。

第四、方面委員其の他戸口を調査したることある向は、可成其の調査書類を當市役所に提出せられたし。

第五、尙申出を爲すに付て詳細の手續は、當市役所又は横濱區裁判所に就き承合せらるべし。

大正十二年十月七日

横濱市長 波 邊 勝 三 郎

右申出は一に本人の記憶に依るの外なく、往々記憶違ひを爲すことなきを保し難い。仍つて之に基く錯誤遺漏を防ぐ爲、司法當局に於ては、内閣統計局と協議の上、各人よりの申出をば、曩に大正九年十月一日に施行された國勢調査の調査票と一々照査することとなつた。

斯くて市役所は、從來の戸籍課員四十餘名の外に、新たに臨時課員六十名を増し、辨天

橋本牧及神奈川の三箇所に戸籍課出張所を設けて、市民よりの申出を受け、出來得る限りは吏員に於て代書の勞を執つた。各人の申出と内閣統計局保存の國勢調査票との照合に就ては、内閣より閣令を發せられ、戸籍再製事務に關しては、此際特に係官吏をして國勢調査票を閲覽せしむるを得ることとなり、其の結果司法部の官吏數名、日々統計局に出張して該事務に當り、本市よりも之が補助として吏員三名を出張せしむるなど、種々の手数を重ねて以て本事務の進捗を圖りつゝある。尙ほ災害直後七日までは其の間に起りたる戸籍關係事項<sup>主として檢</sup>視<sup>理葬等</sup>は、已むなく略式の取扱を爲したが、八日よりは稍、正規に近く取扱ひ、更に十月三日よりは平常通り取扱ふこととなつた。

寄留簿の再製に關しては、住民の大部分が他地方に避難してゐて、歸住するや否やの意思定まらざるの現状に察し、暫らくは之に著手せられなかつたのであるが、其の後十月二十日に至り、司法部より之に關する左の告示が發せられた。

司法部告示第六十二號

神奈川縣横濱市役所及同縣久良岐郡日下村役場本年九月一日火災ニ罹リ、同市役所並同村役場ニ保存スル寄留簿及寄留手續令第十一條ノ用紙燒失シタルニ付、現ニ横濱市又ハ日下村ニ寄留スル者、並同市又ハ同村ヨリ他ニ出寄留中ノ者ハ、大正十三年六月三十日迄ニ寄留ニ關スル届出戸籍簿並に寄留簿の再製

事項ヲ更ニ同市長又ハ同村長ニ申出ツヘク、寄留地市區町村長ハ寄留者中、同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ノ寄留簿ニ基キ、寄留手續令第十一條用紙ニ記載ヲ要スヘキ事項ヲ謄寫シ、之ヲ大正十三年六月三十日迄ニ、同市長又ハ同村長ニ送付スヘシ。

寄留ニ關スル事項ノ申出ニ付テハ、特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ。

第一、申出ハ口頭ヲ以テ爲スモ差支ナキコト。

第二、申出人ニ於テ寄留簿ノ謄本又ハ抄本ヲ所持スルトキハ、申出ト共ニ之ヲ市役所又ハ村役場ニ提出スルコト。

第三、方面委員其ノ他戸口ヲ調査シタルコトアル向ハ、可成其ノ調査書類ヲ市役所又ハ村役場ニ提出セラル、コト。

第四、尙申出ヲ爲スニ付テハ、市役所村役場又ハ横濱區裁判所ニ於テ便宜ヲ計ルヘキニ付詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト。

大正十二年十二月二十日

司法大臣 平 沼 騏 一 郎

斯くて市役所は左記戸籍寄留申出に就ての注意書を印刷して、市内各方面に配布し、各要素所に貼付して、一層之が周知を圖り、申出を促がした。

戸籍寄留申出に就ての注意

今回の災害に伴ふ火災に因り、當市役所備付の戸籍除籍簿其の他の戸籍關係書類全部燼滅し、横濱區裁判所に送付済の戸籍除籍副本其の他の書類も亦全部焼失しましたから、大正十二年十月三日、司法省告示第二十六號の示す所に依り、市内本籍者は勿論、其の他の方に於ても、一日も早く戸籍の申出を爲し、戸籍の再製を求められる様致されたい。

而して其の申出が眞實に反し、若し虚偽であるときは、相當の制裁もあることでもありますから、關係人は能く此點に注意致されたい。他の市町村より轉籍分家其の他の原因で本市に本籍を有するに至りたる者は、前戸籍又は除籍の謄本を取寄せ、其れを参考にすることは、最も便宜であるのみならず、正確を期するに適當であると思ひます。

戸籍の申出は、此際何でも都合の好い様に出來ると思つて居る向も偶、あるといふことを時々耳にすることもありますが、其れは相續入籍復籍等の場合に差支を惹起するのみならず、他に利害關係人もあることであり、且つ申出の事項に付ては、相當の機關に依り必要な調査を爲した上で、事實と認められるに至つて、始めて戸籍を再製する順序でありますから、訂正再調等の煩のない様、又處罰などを受ける様なことのない様、特に注意せられたい。殊に今度申出は、家族全部に就きての身分及戸籍事項に涉るのでありますから、可成戸主親權者後見人等總ての事柄の判かる方に於て手續をして貰ひたいと思ひます。

再製の戸籍簿謄抄本は、此際急速必要の向も少くないことと思ひますが、以上の如く相當調査の

戸籍簿並に寄留簿の再製

上、戸籍を再製したる後、謄本を作製するのでありますから、交付迄には大分時日を要します故、此點も豫め承知を願ひたい。

次に寄留に關する帳簿書類も、戸籍同様全部焼失致しましたから、本市本籍者にて大正十二年九月一日以前より、他の市町村に出寄留を爲し居り、今年十二月二十日に於ても、現に其處に居住するときは、大正十二年十二月二十日、司法省告示第六十二號に依り、出寄留に關する事項を申出でられたい。又他の市町村より來りて本市に居住する方も、夫々寄留に關する申出をせられたい。戸籍申出書寄留申出書用紙は、當所戸籍課及各出張所に準備してありますから、必要に應じて請求せられたい。尙申出書は出來得る限り、當市役所係員に於て無料代書を爲す積りでありますから、詳しく届出事項を調査して出頭せられたい。

尙、其の後も申出を促がすやう注意書を印刷配布した。此の如くにして、種々の手續を運び、努力を續けて、鋭意回復を圖りつゝあるが、災後多忙の際とて、其の成績を擧ぐるは容易のことにあらず、災後一年七箇月を経たる大正十四年三月末日迄の取扱件數は、戸籍に關する申出五萬五千六百三十八件、其の内再製を了へたるもの二萬九千三百七十七件、寄留に關する申出一萬五千九百八十六件、結了出寄留四千六百七十九件を算した。右は大體一件を一戸と看做すべく、災前の戸數約九萬なりしと對照すれば、其の進歩の程度如何を窺知し得られる次第である。

### 第二節 横濱の土地臺帳の發見

横濱稅務署の關係書類は、震災當時全部焼失し、中で最も重要な横濱市内及び久良岐郡の土地臺帳は、徵稅其他の關係で、差當り必要に迫られてゐたが、横濱區裁判所の登記所の方も、亦登記簿を全焼してゐるので、手がつけられず、稅務署では頗る弱り切つてゐた。處が此の程偶然にも大正五年現在の土地臺帳を標準として、土地に關する資料が發見されたので、稅務署ではその資料を頼りとして、直ちに土地臺帳の作成に著手したが、之に據ると筆數約十萬二千筆の内、半數は横濱市の分で、坪數三百餘萬坪となつてゐる。勿論大正五年以降各所有者が他に賣却した向も多いと見られてゐるので、稅務署では震災後に申告された登記簿に因つて訂正して行くと共に、新たに各所有者から申告を受付け、翌年四五頃迄には新たな完全な土地臺帳を作成することになつて居たが、久良岐郡の分は、笹下登記所が助かつて居るので、土地臺帳の作製は比較的困難を感じないけれど、横濱市内の分は非常に困難であるから、各所有者は稅務署に對して、自己所有土地を申告することに爲つた。

#### 第四節 震災以來の救護施設(會計事務)狀況

二六

市役所は震災後直に會計係を置き十月一日より會計課に復せり救護に關する各種の支拂金及寄附金、其の他の收入金受領等、主として直接に現金出納の事に當らしめたり。當時各銀行は未だ開業の運びに至らざりしを以て、神奈川縣を経て政府より融通せられたる五拾萬圓を主なる資源とし、他に若干銀行預金を引出し、辛うじて一時を彌縫することを得た。此の間關係職員は、或は銀行預金の引出方に就いて、營業者に難澁なる交渉を重ね、或は京濱間又は市内に於ける現金の輸送に、假廳舎と十數町を隔つる旅團司令部との間に於ける現金保管方の委託に當初現金を格納すべき金庫等の設備無かりしにより、特に現金保又は現金の保護管理に、必死の努力を爲し、一方債權債務に關する收支證憑書類の調査整理及記簿計算に任じた。而かも救護に關する費用の支出は、其の食糧費たると小屋掛費、材料費、救護費、運送費、雜費たるとを問はず、國費支辨のものも、亦市費支辨に屬するものと併せて、其の全部を本課に於て支拂ひたるを以て、國費に屬するものも、便宜上其筋の諒解を得て總て本市に於て立替支拂を爲した。事務の性質上只さへ煩雜なるに加へて、如上國費及市費に屬するもの、全部を支拂ひたるにより、其取扱件數のみにも二千百八十六件に達し、繁忙の度は益加はり、特に人夫賃等の支拂に當りては、債權者の殺到と執務に要する設備の整はざりしとに因り、名狀すべからざる混雜を來したが、幸に無事なるを得たのは、實に關係職員の一致協力克く奮闘努力したる結果であると信するのである。